

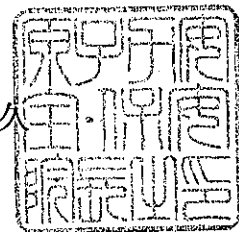
別 添 1

経済産業省

平成 20・08・21 原院第 4 号
平成 20 年 8 月 22 日

社団法人日本エルピーガス連合会
会長 川本 宜彦 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 薦田 康久



パロマ工業株式会社による同社製ガス瞬間湯沸器の点検・回収等に関する
調査と協力について（要請）

原子力安全・保安院は、液化石油ガス販売事業者に対して別添（NISA-278b-08-08）のと通りの対応を求めることとしたので連絡します。



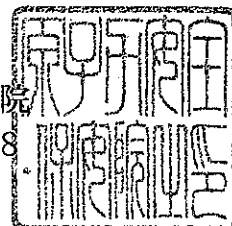
経済産業省

平成20・08・21原院第4号

平成20年8月22日

パロマ工業株式会社による同社製ガス瞬間湯沸器の点検・回収等に関する調査と協力の継続について（要請）

経済産業省原子力安全・保安院
NISA-278b-08-08



原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、「パロマ工業株式会社による同社製ガス瞬間湯沸器の点検・回収等に関する調査と協力について（要請）（平成20年6月25日付け平成20・06・24原院第4号）」により、液化石油ガス販売事業者に対し、需要家の消費機器に関する情報の再点検等を要請し、報告を受けたところですが、今後ともパロマ工業株式会社（以下「パロマ工業」という。）製の点検・回収対象機種（以下「対象機種」という。）が長期不在、閉栓・休止中等の需要家から発見される可能性があります。

このため、当院は、国民の安全を確保する観点から、当院所管の液化石油ガス販売事業者に対して下記の対応を求めることとし、各都道府県に対しても、所管の液化石油ガス販売事業者へ同様の対応を要請することを求めることとする。

記

1. ①開栓中の需要家、特に長期不在等の需要家については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）に基づく定期消費設備調査を行う際、②閉栓・休止中の需要家については、液石法に基づく供給開始時点検を行う際に、対象機種の発見に万遺漏無きを期すこと。

また、毎月の調査件数等について、別に通知する様式により当院に報告すること。

2. 上記を含め、対象機種を発見した場合には、使用禁止の措置を講じるとともに、その旨を速やかにパロマ工業に通知し、あわせて当院に報告すること。また、需要家からの対象機種の点検・回収要請等の際には、パロマ工業と緊密に連絡し、迅速かつ適切な対応を行うこと。